

【高知県】HP掲載版※

自治体意見・要望	気象庁回答
気象等の特別警報が対象とする現象が「府県程度以上にわたる広い範囲で甚大な災害が同時多発的に発生」する状況とするのであれば、発表基準にもそのような記述を加える必要があるのではないか。	今回記述の変更はしませんが、「数十年に一度の～」という発表基準に基づき、気象庁がどのように客観的な指標や面的な広がりを示す具体的な格子の数等を用いて特別警報を運用するのか、7月31日に気象庁ホームページにて公開しましたので、ご理解願います。
【津波、火山、地震動に関して】 あるレベル以上のものを特別警報と位置付け、自治体及び住民に最大級の警戒を呼びかけるのであれば、気象等の特別警報と同様に「特別警報」という標記を使用すべきではないか。	今回の法改正の施行は早期の開始が適切と考えており、一方では警報を受ける機関の対応を考えると電文の変更は最小限とする必要があったため、当面は「大津波警報」、「噴火警報」、「緊急地震速報」として発表することとしました。 自治体等の要望や関係機関の対応も踏まえ、電文の中で特別警報にあたる旨を明示することや名称を変更することについても検討してまいります。